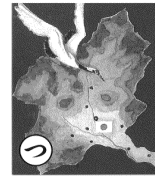




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 7月5日 (金) 第9712号

目次

ページ

告示

○道路の区域変更 (道路管理課)

2

公告

○土地改良区役員の就退任の届出 (農村整備課)

2

○土地改良区の定款変更認可 (同)

3

○土地改良事業計画の決定に係る縦覧 (同)

3

○都市計画道路変更の県原案 (都市計画課)

3

○公聴会の開催 (同)

4

○都市計画道路変更の県原案 (同)

5

○公聴会の開催 (同)

5

■ 告 示

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	大笹北軽井沢線	吾妻郡嬭恋村大字大前字細原2279番の786地先から同郡同村大字鎌原字鬼の泉水1898番の3地先まで	前	4.9～9.9	110.0
			後	9.4～15.9	110.0

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大 澤 正 明

土地改良区名	理事の別	区分	役員氏名	住 所
高崎西部	理事	再任	松本一正	高崎市石原町1855番地1
	同	同	秋山今朝雄	同 同 4081番地
	同	同	川寄清和	同 片岡町三丁目21番地13
	同	同	宮田博夫	同 寺尾町495番地
	同	同	儘田福恵	同 同 1299番地1
	同	同	唐澤明	同 乗附町1935番地
	同	同	綿貫廉二	同 阿久津町1002番地
	同	同	吉井康治	同 根小屋町1673番地
	同	新任	小林均	同 寺尾町69番地
	同	同	横山信男	同 乗附町1148番地
	同	同	塚越今朝雄	同 同 1186番地
	同	同	佐藤隆夫	同 根小屋町867番地1

	同	同	宮原千之	同 同 2 1 1 4 番地 2
	同	退 任	高橋直道	同 乗附町 1 0 4 3 番地
	同	同	高橋恒吉	同 同 1 1 8 3 番地
	同	同	酒井正	同 根小屋町 4 5 9 番地
	同	同	宮一貞夫	同 同 2 0 8 9 番地
	監 事	再 任	渡辺茂	同 石原町 1 9 7 9 番地
	同	同	渡辺尚之	同 根小屋町 1 3 3 0 番地 2
	同	新 任	小林巳千久	同 寺尾町 6 8 番地
	同	退 任	川浦高男	同 同 1 6 5 番地 1
大間々用水	理 事	同	亀山豊文	桐生市菱町四丁目 2 2 5 1 番地

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により中群馬土地改良区の定款の変更を令和元年 6 月 2 1 日認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大 澤 正 明

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により県営下江黒土地改良事業計画を定めたので、同条 7 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年 7 月 8 日から同年 8 月 5 日まで
- 3 縦覧に供する場所 明和町役場

榛名都市計画道路について、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 1 項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大 澤 正 明

都市計画道路中 3・6・1 号榛名幹線を次のように変更する。

名 称	位 置	区 域	構 造
-----	-----	-----	-----

種別	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備考
幹線 街路	3・6・1	榛名幹線	高崎市本郷町字嶋上	高崎市下里見町字堂尾根	高崎市下里見町字天神前	約 4,070m		2車線	10.5m		
			高崎市本郷町字広神	高崎市本郷町字鶴楽		約 500m	掘割式		15m		
			高崎市下里見町字北川原	高崎市下里見町字番場		約 430m	嵩上式		10.5m ～ 18m		
			高崎市下里見町字堂尾根	高崎市下里見町字堂尾根		約 360m	地下式		10.8m		
						約 2,780m	地表式		10.5m ～ 18m	幹線街路と平面交差 1箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、榛名都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年7月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 開催期日及び場所 令和元年8月1日（木）午前11時から 高崎市榛名支所大会議室
 - 作成しようとする都市計画の案 榛名都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所（及び榛名事業所）、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市榛名支所建設課において、令和元年7月5日（金）から同月19日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
 - 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年7月19日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
 - 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
 - その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
 - 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
- 別記様式

榛名都市計画道路の変更（3・6・1号榛名幹線の変更）に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 あて

令和元年 7 月 5 日付け群馬県報に登載された榛名都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

1 公述申出人 住所 電話番号
氏名 印 年齢 職業

2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）

3 意見の要旨（別紙のとおり）

「意見の要旨」作成上の注意

A 4 判 4 0 0 字詰め原稿用紙 1 枚程度とし、横書きとすること。

安中都市計画道路について、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 1 項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大澤 正明

都市計画道路中 3・6・1 0 号南北中央幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・1 0	南北中央幹線	安中市下秋間字二反田	安中市上間仁田字宮久保	安中市安中	約 8,580m		2 車線	10.5m		
			安中市下秋間字湯ノ木	安中市安中 中 字 大 島 田		約 450m	掘割式		13m ~ 16m		
			安中市安中 中 字 大 島 田	安中市安中 中 字 米 山 田		約 400m	嵩上式		13m ~ 16m		
			安中市安中 二 丁 目 字 長 竜	安中市大竹 字 天 在		約 800m	嵩上式		10.5m ~ 54.5m		
					約 6,930m	地表式		10.5m ~ 17m	幹線街路と平面交差 3 箇所 幹線街路県道安中榛名湖線と立体交差		

群馬県都市計画公聴会規則（昭和 4 5 年群馬県規則第 8 5 号）第 2 条第 1 項の規定により、安中都市計画道路に

係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年 7 月 5 日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 開催期日及び場所 令和元年 8 月 1 日（木）午後 3 時から 安中土木事務所 2 階会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 安中都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部安中土木事務所及び安中市建設部都市整備課において、令和元年 7 月 5 日（金）から同月 19 日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年 7 月 19 日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10 分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の 1 週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話 027-226-3654

別記様式

安中都市計画道路の変更（3・6・10号南北中央幹線の変更）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
令和元年 7 月 5 日付け群馬県報に登載された安中都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人	住所 氏名
		電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。